

放課後児童クラブ・保育所等の段階的再開について

市原市では、現在、放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」）・保育所等を休所（園）しておりますが、市内小学校の再開予定を考慮し、6月1日（月）から段階的に通常保育へ移行します。

【児童クラブ】

1. 再開に向けての段階的な対応

- (1) 第1段階：休所中の保育の実施（継続）
 - ① 実施期間
（実施中）5月30日（土）まで
 - ② 実施方法
家庭での保育ができない理由がある旨を申立した方について、1日保育を実施します。
※現在の申立済者に加え、新規申立を受け付けます（5月25日（月）提出期限）。
※新規申立者には月額利用料を6月以降に賦課します。
- (2) 第2段階：学校再開に対応する半日（午後）保育の実施
 - ① 実施期間
6月1日（月）から9日（火）まで、および6月15日（月：県民の日）
 - ② 実施方法
午前中の学校授業終了後に児童クラブを開所します（弁当持参）。
6月6日（土）については、通常の土曜日と同様の開所とします。
- (3) 第3段階：平常開所（午後の授業終了後の開所）
6月10日（水）から

2. 小学校の始業式・入学式の対応

- (1) 始業式：6月1日（月）＝午前中に学校授業が実施されるため、半日（午後）保育を実施しません。
- (2) 入学式：6月9日（火）＝1日保育を実施します。

3. 長期休業中等の児童クラブについて

- (1) 小学校の授業実施日の児童クラブ開設時間変更
 - ① 6月15日（月：県民の日）＝短縮授業終了後に半日（午後）保育実施
 - ② 7月27日（月）～8月5日（水）（土日を除く）＝授業終了後に保育実施
 - ③ 8月20日（木）～8月31日（月）（土日を除く）＝授業終了後に保育実施

④10月9日（金）・13日（火）＝授業終了後に保育実施

⑤12月24日（木）・25日（金）＝授業終了後に保育実施

※期間中の土曜日は通常の土曜日と同様の開所（8時～18時）とします。

（2）小学校休業日の児童クラブ開設時間

①8月6日（木）～8月19日（水）（日祝を除く）＝1日保育を実施

②10月10日（土）～10月12日（月）（日曜日を除く）＝1日保育を実施

③12月26日（土）～12月28日（月）（日曜日を除く）＝1日保育を実施

④12月29日（火）～1月3日（日）＝休所

⑤1月4日（月）・5日（火）＝1日保育を実施

【保育所等】

1. 再開に向けての段階的な対応

（1）第1段階：休所（園）中の保育の実施（継続）

① 実施期間

（実施中）5月31日（日）まで

② 実施方法

家庭での保育ができない理由がある旨を申し立てた方について、保育を実施します。

（2）第2段階：登園自粛のお願い

① 開始日

6月1日（月）

② 実施方法

感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に、園児の登園を控えるようお願いをします。

今後、感染拡大の状況を判断し、通常保育に移行していく予定です。

2. 保護者への対応

（1）自粛に協力した日の保育料は減免扱いとします。

（2）育児休業からの復職の期限を自粛期間終了日の、翌々月の1日まで延長します。また、保育施設の入所要件が「求職活動」となっている方は、認定期間を自粛期間終了日の属する月の3か月後の月末まで延長します。

【その他】

（1）感染の拡大状況によっては、一斉休所（園）へ移行することも検討します。

（2）施設は、感染防止対策を十分に講じ、3密とならないように、保育方法の工夫を行います。